

広島県 地方税電子申告システム A S P サービス
提供業務調達仕様書

令和 7 年 7 月

広島県総務局税務課

内容

1	調達内容	1
1.1	調達物件の名称	1
1.2	本仕様書の位置付け	1
1.3	用語の定義	1
1.4	本業務の概要	2
1.4.1.	目的と背景	2
1.4.2.	解決すべき課題	2
1.5	調達の範囲	3
1.5.1.	地方税電子申告に係るシステムの概念図	3
1.5.2.	調達の範囲における受託者の作業概要	4
1.6	本サービスの内容	4
1.7	本サービスの利用件数	5
1.8	スケジュール	5
1.9	調達の方法	5
1.10	契約の方法	5
1.11	契約の期間	5
1.12	再委託	6
2	システム等要件	7
2.1	システム機能要件	7
2.2	サービス機能要件	7
2.3	品質・性能要件	7
3	事前準備作業要件	9
3.1	データ移行作業	9
3.2	設定等作業	9
3.3	ドキュメント作成・管理作業	11
3.4	教育	11
4	サービス提供（運用）・保守作業要件	12
4.1	稼働時間	12
4.2	運用・保守体制	13
4.3	データ管理	13
4.4	構成管理	13
4.5	システム稼働監視	13
4.6	障害管理	13
4.7	保守管理	14
4.8	アクセス操作ログ提供	14
4.9	納税者IDデータ提供	15
4.10	法人二税申告届出データ等自動連携	15
4.11	実績報告	16
5	納入物と検査方法	17
5.1	納入物	17
5.2	納入ドキュメントの作成ツール	17
5.3	納入期限	17
5.4	検査方法	17
6	本番フォローと運用支援	17
7	本業務終了後の扱い	18

8	契約書の作成要件.....	19
8.1	S L Aの締結.....	19
8.2	情報の管理.....	20
8.3	監査及び調査.....	20

1 調達内容

1.1 調達物件の名称

広島県地方税電子申告システム ASPサービス提供業務（以下「本業務」という。）

1.2 本仕様書の位置付け

本業務の調達仕様書（以下「本仕様書」という。）は、広島県（以下「県」という。）が取り組む本業務に関する調達用資料として作成したものである。

なお、地方税電子申告システム（e L T A X）は、地方税共同機構（以下「機構」という。）により開発がなされたものであるため、本仕様書に明記していない事項については、機構の定める各種仕様書の要件を満たすこと。

1.3 用語の定義

本仕様書に用いる用語の意味は、以下のとおりである。

(1) e L T A X

地方税の電子申告を行うための地方税ポータルシステムの呼称で、令和元年 10 月から第 4 期システムが稼働している。令和 8 年 9 月から第 5 期システムに更改される予定である。

以下の 2 つのシステムを含む。

① 審査システム

e L T A Xのうち、地方税の申告、申請・届出及び納税の手続きを電子的に行うためのシステム。電子申告システム、共通納税システム、電子申請・届出システムの 3 つのシステムで構成される。

② 国税連携システム

e L T A Xのうち、国税庁から各地方公共団体（以下「団体」という。）へ所得税確定申告書等データを送信、また団体から国税庁へ扶養是正情報データを送信するシステム。

(2) 認定委託先事業者

機構の定めている「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に規定する要件を満たし、機構の認定を受けた民間事業者等をいう。

(3) 本業務で調達するサービス（以下、「本サービス」という。）の利用者

利用者	内 容
申請者	本サービスを利用する納税者等（法人・代理人）を指し、インターネットを経由して e L T A X に接続する。
管理者	e L T A X の運用管理業務を行う県のシステム管理者を指し、L G W A N を経由して e L T A X に接続する。
審査者	e L T A X を利用して、審査等を行う県の業務担当者を指し、L G W A N を経由して e L T A X に接続する。

1.4 本業務の概要

1.4.1. 目的と背景

e L T A Xは、申請者が地方税の申告、申請及びこれらの書類の提出等についてインターネットを利用して手続を行うことができるシステムとして、平成 18 年 1 月から全国的な運用が開始されている。また、平成 23 年 1 月から所得税確定申告データの国税庁との連携（以下「国税連携」という。）が開始された。

県では当初民間のデータセンタ内に設置してある e L T A X用サーバ等を使用して運用を行っていたが、安全かつ安価に、またシステム維持管理に係る業務の負担軽減を図ることを目的に平成 22 年 12 月 20 日より委託利用型システム（A S Pサービスを利用）を導入した。

また、令和元年 9 月末から審査システム内に共通納税システムが導入され、地方税の電子納付を開始した。

令和 7 年 12 月 20 日に現行の電子申告 A S Pサービス利用契約が満了するが、令和 7 年 12 月 21 日以降も引き続き委託利用型システムにより A S Pサービスを利用し、納税者等に対して行政サービスの提供を行う。

1.4.2. 解決すべき課題

電子申告 A S Pサービス利用契約は 5 年間の長期継続契約を想定しており、契約期間中に第 4 期システムから第 5 期システムへの更新が行われる。

令和元年 10 月からの第 4 期システムでは、電子申告の対象税目が大幅に増加し、共通納税システムによる電子納付が可能となるとともに、その他の電子申請にも対応するよう改修が行われた。

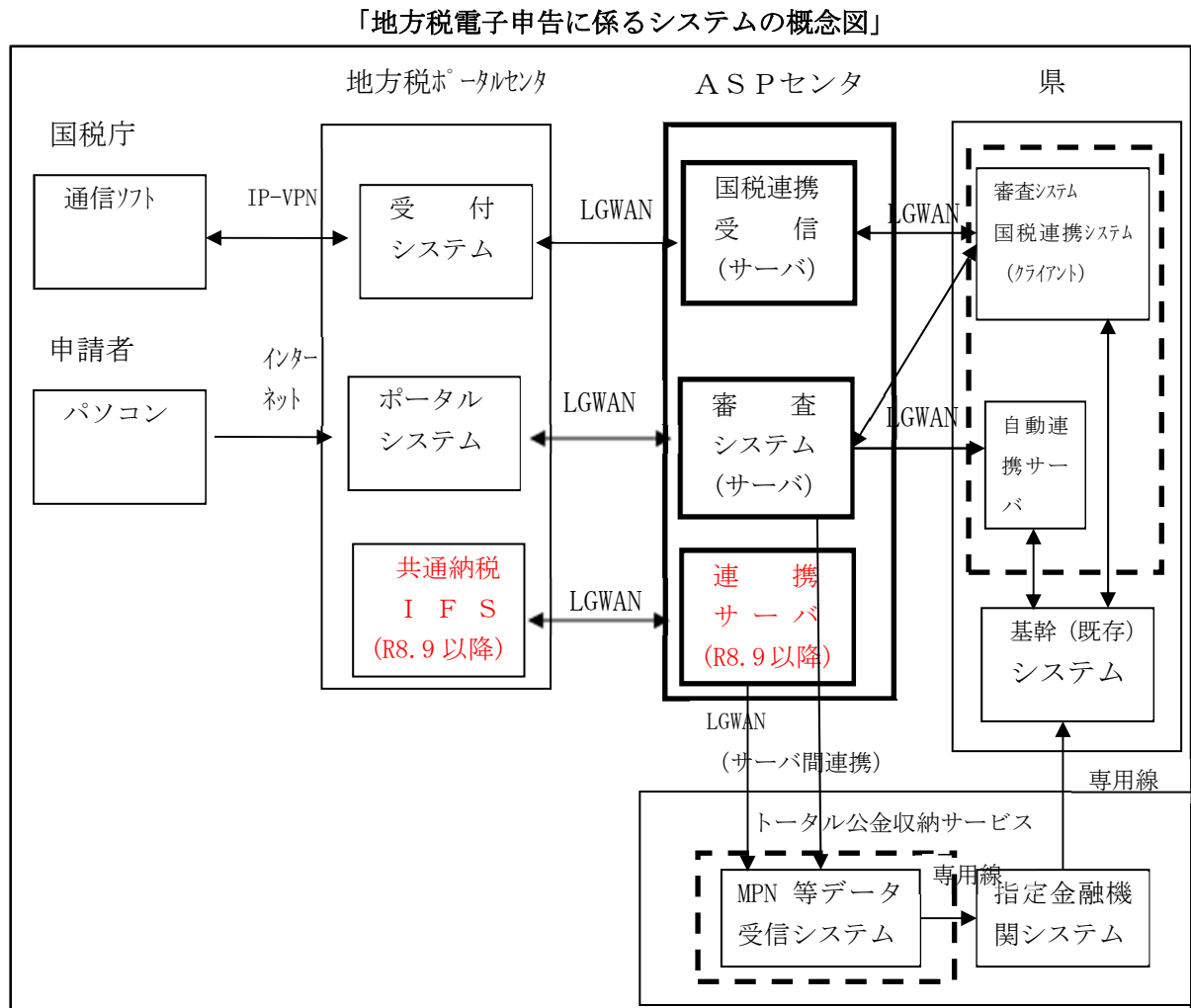
第 5 期システムにおいては、令和 8 年 9 月に国税情報システムの更改に伴うデータ仕様の変更や、共通納税システム納付データの連携方式の変更等が、令和 9 年 9 月に地方税外部連携システムの稼働とそれに伴う法人税申告関連データ等の連携方式の変更が予定されている。

第 5 期システムへの更新等に伴う変更に対応するとともに、現行サービスで実施している共通納税システム納付データや法人二税電子申告・届出データの自動連携を引き続き実施し、納税者の電子申告、電子納付及び電子申請に影響が出ないよう安定的に本業務を運用する必要がある。

1.5 調達の範囲

1.5.1. 地方税電子申告に係るシステムの概念図

申請者等を含めた地方税電子申告に係るシステムの全体像を「地方税電子申告に係るシステムの概念図」として示す。



※1 太枠内（機器調達、設定、運用保守等）、及び、破線内（正常稼働に必要な審査システム・国税連携システム（クライアント）への設定や、共通納税システム納付データ、法人二税電子申告・届出データの自動連携設定等の支援）が本調達に關係する範囲である。（審査システム（サーバ）は、県側 AP サーバ、DB サーバ、ポータル側 AP サーバで構成される。）

※2 審査システム・国税連携システム（クライアント）のハードやMPN等データ受信システム及び県の自動連携サーバ自体は調達範囲外であるが、審査システム・国税連携システム等と通信して業務を行うのに必要なアプリケーションの提供、設定手順書作成などの設定支援、及び動作確認は調達範囲に含む。

※3 回線については、機構の決定（指示）に従うこと。

※4 県の基幹（既存）システムへのデータ連携については、クライアント端末からは手動連携のみであるが、審査システムの法人二税電子申告・届出データを、日次又は月次で税務基幹システムへの自動連携しており、これらについて自動連携が行える環境を有していることが必要である。

なお、令和9年9月に、地方税外部連携システムの稼働に伴い、法人二税電子申告・届出データのうち法人税申告関連データ等について、連携元が審査システムから当該地方税外

部連携システムに移行することとされている。当該移行後にデータを継続して県に自動連携するための対応は別途協議することとし、調達範囲に含まない。ただし、地方税外部連携システムへの追加の連携が容易となるよう、拡張性を確保すること。

※5 令和8年9月に、e L T A Xの税以外の公金収納への対応に伴い、共通納税システム納付データについて、審査システムへの連携を廃止し、共通納税インターフェースシステム（以下、「共通納税 I F S」という。）への連携に変更することとされている。

そのため、A S Pセンタに共通納税 I F Sから当該納付データを取得する連携サーバ等を構築し、M P N等データ受信システムに継続して自動連携を行うこととする。

当該連携サーバの機器調達、設定、運用保守等及びM P N等データ受信システムへのアプリケーションの提供、設定手順書作成などの設定支援、及び団体連動試験の実施は調達範囲に含む。

当県の税以外の公金収納に係る共通納税機関コードは税と同一であり、当該納付データには税以外の公金収納に係るものを含むこととする。

なお、本仕様書に明示していない事項であっても、e L T A Xの正常稼働のために必要なものがある場合には、これを調達の範囲とすること。

1.5.2. 調達の範囲における受託者の作業概要

調達の範囲における受託者の作業概要は、以下のとおりである。

具体的な作業内容は「3 事前準備作業要件」、「4 サービス提供（運用）・保守作業要件」に記載する。

- (1) 事前準備作業
 - ① データ移行作業
 - ② 設定等作業
 - ③ ドキュメント作成・管理作業
 - ④ 教育
- (2) サービス提供（運用）
- (3) 保守作業

1.6 本サービスの内容

本サービスは、地方税の電子申告に関連して、機構が運営する地方税ポータルセンタと連携し、L G W A N回線を利用して、県に設置する各クライアント操作端末及び県の自動連携サーバとデータセンタ内に設置された受託者が運用するサーバとを接続して、地方税の電子申告データ等の支援（審査及びデータの保管等）を行うA S P方式によるコンピュータサービスをその内容とし、次のとおりとする。

- (1) 電子申告等サービス
電子申告システム、共通納税システム、電子申請・届出システムにより構成される「審査システム」機能を提供するサービスをいう。
- (2) 国税連携サービス
国税連携システムに係るデータを送受信する際に必要な機能を提供するサービスをいう。

1.7 本サービスの利用件数

- (1) 電子申告に係る利用件数のうち、もっとも件数の多い法人二税について「法人二税電子申告関係利用件数（実績）」に示す。

■法人二税電子申告関係利用件数（実績）

区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
法人設立届等	6,926	8,389	8,814	9,215	9,585
電子申告数	71,455	73,305	75,600	80,745	85,144

- (2) 国税連携に係るファイル受信件数（実績）は次のとおりである。

ファイル受信件数（令和5年度） 530,537 件

ファイル受信件数（令和6年度） 611,952 件

- (3) 共通納税システムに係る納付件数（令和5年度、6年度）は次のとおりである。

令和5年度：納付件数 269,344 件

令和6年度：納付件数 345,901 件

1.8 スケジュール

本調達の基本スケジュールを「スケジュール」に示す。

本サービスの提供に係る詳細スケジュールについては、別途作成し、県に提出すること。

■スケジュール

時 期	内 容
令和7年6月	本業務の調達作業に着手（本業務の調達に係る公告等）
令和7年7月	事前準備作業に着手（契約締結）
令和7年7月～12月	事前準備作業期間
令和7年12月	操作研修（必要な時期に応じて、前倒しで行うこと。）
令和7年12月21日	本番稼動（本サービスの提供）開始予定（機構のスケジュールに従うこと。）
令和8年9月	第5期 eLTAX 更改、共通納税システム納付データの連携方式の変更
令和12年12月20日	L G W A N - A S P 契約終了

1.9 調達の方法

相手方を認定委託先事業者とする制限付一般競争入札により行う。

取引形態は、一括請負形式による業務委託である。

1.10 契約の方法

契約は、県が今回実施する一般競争入札の結果に基づき、落札者と締結する。

なお、「1.5 調達の範囲」に示す(1)事前準備作業、(2)サービス提供（運用）及び(3)保守作業は1つの契約とする。

1.11 契約の期間

サービス提供（運用）及び保守作業に係る契約期間は、令和7年12月21日（変更の可能性有り）。

機構のスケジュールに従うこと。) から令和 12 年 12 月 20 日までの 5 年間の予定であり、令和 7 年 12 月 20 日までに必要な事前準備作業を完了し、ASP サービスが正常に利用（本番稼働）できる状態にしておくこと。

なお、令和 8 年 9 月に予定されている第 5 期 e L T A X 更改及び共通納税システム納付データの連携方式の変更に係る対応については、令和 7 年度中に準備を完了し、令和 8 年度から団体連動試験を行えること。

1.12 再委託

(1) 再委託承認

本契約の履行について、サービス（業務）の全部又は一部を第三者に委託し又は請け負わせてはならない（以下「再委託等」という）。ただし、受託者が次の事項を書面により県に通知し、県の承認を得て業務の一部を再委託等するときはこの限りでない。

- ア 再委託等する受任者又は請負人（以下「受任者等」という。）の名称等
- イ 再委託等するサービス（業務）の内容
- ウ 再委託等に係る情報
- エ 個人情報の管理を含めた受任者等に対する管理方法等
- オ その他県が必要とする事項

(2) 再委託に係る条件等

(1) のただし書により、業務の一部を再委託等するときは、次のとおりとする。

- ア 受託者は、業務上知り得た個人情報の保護及び業務上使用したデータの適正な取扱いその他受任者等が遵守すべき事項を記載した誓約書を受任者等に提出させなければならない。
- イ 受託者は、受任者等の行為について責任を負うものとする。再委託を行う場合については、県に対し事前申請及び承認を求めること。

2 システム等要件

2.1 システム機能要件

機構の定めている審査システム仕様書その他関連仕様書の機能を満たすこと。
(主な機能である「審査機能」、「申請・届出機能」、「国税連携機能」及び「共通納税機能」を含めること。)

2.2 サービス機能要件

- (1) 総合行政ネットワークを介したアプリケーションサービス（LGWAN-ASPサービス）として提供されること。（審査システム・国税連携システム（クライアント）については、県のLGWAN接続ネットワークである既設の県メイプルネット及び行政LAN・WAN回線を利用して、接続し、動作するものであること。）
- (2) 地方税共通納税システム納付データを、サーバ間連携の方法により、MPN等データ受信システムに連携すること。
令和8年9月に予定されている当該納付データの審査システムへの連携廃止後も、共通納税IFSからデータを取得し、連携を継続すること。
- (3) 法人二税電子申告・届出データを、サーバ間連携の方法により、県の自動連携サーバに連携すること。

2.3 品質・性能要件

(1) 基本要件

ア 標準適合性

eLTAXを構成する製品や技術は、国際標準もしくは業界標準に準拠していること。

イ 安定稼働性

- ・ 成熟した製品や技術を採用し、安定稼働を図ること
- ・ 耐障害性の高い構成とするとともに、障害発生時の問題判別や回復が容易なシステムとすること。

ウ 長寿命性

陳腐化の可能性が低い技術及び安定したサポートが受けられる製品を採用することで、長期にわたって利用できるシステムとすること。

エ 拡張性

- ・ 将来的な利用増や急激なアクセス増加に対する機器増設、負荷分散等が可能なシステム構成上の柔軟性を確保すること。
- ・ 機能の追加や変更が容易なシステム構造とすること。
- ・ eLTAXに関連するシステムとの新規の連携については、最小の費用で対応できるような拡張性を確保すること。

(2) 性能要件

審査システム及び国税連携システムは、繁忙時期になるとアクセスが集中することが想定されるため、ユーザーの快適な操作環境を確保するよう負荷分散を行う等の必要な措置をとること。
オンライン応答時間に関しては、SLAにおいて基準値を設定すること。

(3) セキュリティ要件

ア ASPサービスを実施するにあたっては、国税連携システムについては、「地方税法施行規則第24条の40第3項第2号及び第3号に規定する電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準（平成31年総務省告示第151号）（以下「技術基準」という。）」に基づき、事務の実施に必要な電気通信回線その他電気通信設備を有し、セキュリティ対策を実施すること。

電子申告等システムについても、「地方税法施行規則第3条の3の2第3項、第5条の2第3項、第10条第5項、第10条の2の8第3項及び第24条の39第3項に規定する情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準（平成31年総務省告示第146号）

（「電子申告等安全性基準」）、「地方税法施行規則第24条の42第3項に規定する特定徴収金及び特定徴収金に関する情報の取扱いにおける安全性及び信頼性を確保するために必要な基準（平成31年総務省告示第149号）（「共通納税安全性基準」）、「地方税法施行規則第9条の26第4項に規定する情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準（平成31年総務省告示第153号）（「年金安全性基準」）、「地方税法施行規則第9条の22第1項に規定する情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準（平成31年総務省告示第152号）（「特別徴収税額通知安全性基準」）、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第20条第3号の規定に基づき内閣総理大臣が定める基準（平成27年内閣府告示第447号）（「内閣府技術基準」）」に基づきセキュリティ対策を実施すること。

イ 機構の定めている「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」の要件を満たしていること。

ウ 「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証」または「個人情報保護に関する事業者認定（プライバシーマーク）」を取得していること。（「ISMS認証」については、事業者としてISMSを構築・運用する能力を持っていることを評価する観点から、地方税ポータルシステム（eLTAX）に直接関わる事業部門以外の部門の認証取得でも認めることとする。）

エ 機構の定めている「地方税共同機構情報セキュリティポリシー」に適合していること。

(4) その他

機器等については、機構の定めている「審査システムハードウェア/ソフトウェア調達仕様書」、「受信システムハードウェア/ソフトウェア調達仕様書」に示す構成に準拠し、同等以上の処理能力を持つこと。（安定稼働に必要な要件を受託者で検討し、満足させること。）

3 事前準備作業要件

3.1 データ移行作業

- (1) 本調達の受託者は、機構のリプレイス計画書に基づき、A S Pサービスを行うための機構手続き、初期設定作業、データ移行作業、接続試験を実施する。

データ移行作業（試験用、本番用の各種データ移行（データ登録作業は除く））については、契約更新前の認定委託先事業者が、本調達の受託者と実施協議のうえ実施するため、インターフェース仕様書の開示等、必要な支援を行うこと。

- (2) 移行すべきデータは、機構で定めている「審査システムテーブル仕様書」及び「審査システムテーブル一覧」に示すテーブルのほか、移行に必要な連携ファイル等であること。

- (3) 移行すべきデータには、県で設定を行っている権限設定データを含むこと。

- (4) データの搬送については、本調達の受託者が自ら行うこと。

3.2 設定等作業

受託者は、県が本サービスを利用するうえで必要となるネットワーク環境を構築し、ポータルセンタへ接続するための設定作業、審査システム・国税連携システム（サーバ）の初期設定作業等を行うこと。

なお、下表のとおり本県の審査システム・国税連携システム（クライアント）に対しては、必要なアプリケーションのインストール資材や手順書を提供するなどの設定支援を実施し、試験環境及び本番環境において試験（動作確認）を行うこと。

また、共通納税システム納付データ、法人二税電子申告・届出データを自動連携できるよう必要な対応を実施し、試験環境及び本番環境において試験（動作確認）を行うこと。

※1 クライアント（台数）	審査システムクライアント アプリケーション				国税連携システムクライアント アプリケーション			
	試験 環境	本番 環境	運用管理 機能	審査機能 等	試験 環境	本番 環境	運用管理 機能	審査機能 等
本庁税務課システム管理分室（1台）	必要	—	必要	必要	必要	—	必要	必要
本庁税務課システム管理分室（1台）	—	必要	必要	必要	—	必要	必要	必要
西部県税事務所本所（法人二税用）（20台）	—	必要	—	必要	—	必要	—	必要
西部県税事務所本所（個人事業税用）（14台）	—	必要	—	必要	—	必要	—	必要
東部県税事務所本所（法人二税用）（8台）	—	必要	—	必要	—	必要	—	必要
東部県税事務所本所（個人事業税用）（5台）	—	必要	—	必要	—	必要	—	必要
北部県税事務所本所（2台）	—	必要	—	必要	—	必要	—	必要
県の情報管理部門が所管する仮想端末（2台）	—	必要	—	必要	—	必要	—	必要

※1 台数については現時点での目安であり、実際の導入時において変動もあり得る。また、環境設定については、最終形を記載しており、事前準備作業の間に、設定変更（再設定）を行う必要がある。（「3.4 教育」を参照。）

※2 審査機能等は、それぞれのシステムの一般的なユーザー機能を指す。

※3 仮想端末についても、審査システムのアプリケーションの設定が必要である。設定は県が行うので、設定の支援をこの調達の範囲内で行うこと。

(1) 設定等作業を行うにあたっては、県の指示に従うとともに、審査システム（クライアント）へはL GWAN接続ネットワークである既設の県メイプルネット及び行政LAN・WANにより接続可能とすること。

また、基幹システムとの連携は、基幹連携用ファイル出力（申告データ）の手動連携（取込）を可能とすること。

(2) 設定等作業の日程、方法等については、あらかじめ県と協議し、了解を得ること。本サービスのサービス提供開始までは、契約更新前の認定委託先事業者のサービスをこれらのクライアントから利用しているため、設定等作業はそれを前提に行うこと。

(3) 設定等作業に必要な環境、作業場所、その他必要な環境の準備は受託者の責任と費用負担において実施すること。（審査システム（クライアント）の設定等作業場所は、県で準備する。）

(4) 試験にあたっては、試験計画書を作成の上、県の実施を得て実施すること。

3.3 ドキュメント作成・管理作業

「5.1 納入物」に示すドキュメント類の整備（改定、保管）を行うこと。ドキュメント類は全て日本語表記のものであること。

3.4 教育

e L T A Xの機能を理解し、操作方法等を習得するために本番稼動（本サービスの提供）開始前に県職員に対する研修を実施すること。

研修の種類・方法等のイメージを以下に示す。

なお、研修の実施時期については、「1.8 スケジュール」を参照のこと。

具体的には、契約締結後、県と調整を行い、日程、回数、内容等に係る研修計画に基づき実施すること。

現契約（令和2年12月21日から令和7年12月20日）のA S Pサービスと操作が変わらない場合は、研修を行わなくてもよい。

(1) 管理者研修

実施項目	内容
対象者	管理者（税務課システム管理分室の職員）5名程度
研修回数等	1回程度（県庁内の会場）
研修時間	6時間程度／1回
研修内容	管理者が習得すべき事項についての研修を行う。 併せて総合運転試験担当者が習得すべき事項についての研修を行う。
その他	研修会場は県側で用意するが、講師及び研修参加人数分の研修テキストは、受託者が用意する。

(2) 審査者研修

実施項目	内容
対象者	審査者（県税事務所本所（西部、東部、北部）の職員）計20名程度
研修回数等	3回程度（県庁内の会場）
研修時間	3時間程度／1回
研修内容	審査者が習得すべき事項についての研修を行う。
その他	研修会場は県側で用意するが、講師及び研修参加人数分の研修テキストは、受託者が用意する。

4 サービス提供（運用）・保守作業要件

契約期間中、本仕様書及びSLAに基づく契約の内容に応じた本サービスをLGWAN-ASPサービスとして提供（運用）し、必要な保守作業を行うこと。

なお、以下に明記していない事項についても、機構の定めている「地方税共同機構情報セキュリティポリシー」及び「審査システムハードウェア/ソフトウェア調達仕様書」、「受信システムハードウェア/ソフトウェア調達仕様書」その他関連仕様書の要件を満たすこと。

また、本番稼働後の瑕疵については、問題点の調査と必要な修正作業を無償で行い、関連するドキュメント類の修正を行うこと。

4.1 稼働時間

本サービスの稼働時間を「サービス提供時間」に示す。

計画停止及び予定外の停止時間は、SLAにおいて基準値を設定すること。

■サービス提供時間

利用者等	処理方法	サービス提供日	サービス提供時間
申請者、管理者、審査者	オンライン	月曜日～金曜日 （祝祭日、年末年始 12/29～1/3 は除く）	本番環境：8：30～21：00 試験環境：10：00～17：00 国税連携：8：30～24：00 ※
共通納税システム 納付データ	サーバ間 連携	月曜日～金曜日 （祝祭日、年末年始 12/29～1/3 は除く）	前日 eLTAX ポータルシステムから連携された納付データ等を原則、当日9：00 までに連携可能状態とする。
法人二税電子申告・届出 データ	サーバ間 連携	月曜日～金曜日 （祝祭日、年末年始 12/29～1/3 は除く）	審査システム内の申告データ等を、日次又は月次で、県の指定する時間までに連携可能状態とする。

※ 国税連携の運用時間は、メンテナンス等で必要な場合は週1回8：30～21：00 とする運用でも可とする。

4.2 運用・保守体制

本サービスの契約期間を通じて円滑な運用・保守を行うために、一元的な窓口を設置し、通常時及び障害時の連絡体制を県に提出すること。

運用・保守イメージを「運用・保守イメージ」に示す。

■運用・保守イメージ

項目	処理方法	対応可能日	対応可能時間帯
保守・運用窓口	問合せ対応		
	電話対応	開庁日	9：00～18：00
	FAX（受信） 電子メール（受信）	24 時間 365 日	
	障害対応	開庁日	8：30～21：00 (※)

※ 地方税ポータルシステムのサービス提供時間に変更があった場合には、それに合わせること。

また、原則当該時間内の対応とするが、時間外に発生した障害については、次の稼働開始までに復旧できる体制を組んでおくこと。

4.3 データ管理

運用中の情報システム上のデータ管理については、機構の定める「審査システムハードウェア/ソフトウェア調達仕様書」、「受信システムハードウェア/ソフトウェア調達仕様書」、「地方税共同機構情報セキュリティポリシー」等の各種規定を遵守すること。

また、ASPセンタ内に設置されたサーバ内及び記録媒体等に、当該データを 10 年間以上保管すること。

なお、10 年間以内のデータでサーバ内に保管していないものについては、県からの依頼があった場合は、速やかに当該データの照会を可能とすること。

※ 国税連携データについては、サーバ内または記録媒体等に当該データを 10 年間以上（最低 2 年間以上はサーバ内に）保管することとする。

4.4 構成管理

設備・回線・機器・ソフトウェア等物理的構成についてのシステム構成管理を行うことにより、回線切替え、利用者数の増減、アプリケーションの変更等の環境変化に対応すること。

また、システム稼働時においても利用可能な試験環境を整備すること。

4.5 システム稼働監視

e L T A X の安定稼働のため、障害の事前防止、発生時の即時対応が可能となるよう機構の定める「審査システムハードウェア/ソフトウェア調達仕様書」、「受信システムハードウェア/ソフトウェア調達仕様書」、「地方税共同機構情報セキュリティポリシー」等の各種規定を遵守すること。

4.6 障害管理

障害に対して、予防、発生時の迅速な対処手順、再発防止のための対策について、機構の定める「地方税共同機構情報セキュリティポリシー」等の各種規定を遵守すること。

障害発生時の初動及び対応については、S L Aにおいて基準値を設定すること。

4.7 保守管理

- (1) e L T A Xの安定稼働のため、e L T A Xにて導入・使用するハードウェア、ソフトウェア全てについて必要な保守を行うこと。(既存のハードウェア、ソフトウェアを利用する場合は、これを含むこと。)

機構より配布される標準システムプログラムのバージョンアップやO S、ミドルウェア等のソフトのバージョンアップについて、必要な対応を行うとともに、本契約の履行のために開発したプログラムについて適切な維持管理を行うこと。

なお、審査システム（クライアント）に係る定期バージョンアップは県職員で行うが、その方法は県と協議のうえ県職員の負担が極力少ないものとする。

また、セキュリティパッチ適用など、定期的なセキュリティ保守を実施すること。

セキュリティパッチの適用については、S L Aにおいて基準値を設定すること。

- (2) 本サービス提供（運用）開始後の調整（パラメータ変更など）については、柔軟に対応すること。
- (3) 本サービス提供（運用）開始後、本件調達範囲外のシステム改修が必要となった場合には、対応すること。
その際の費用算定にあたっては、県と協議して決定すること。(原則として、県の基準に基づいて算出した作業工数と県が定めた技術者単価を用いるものとする。)

- (4) 受託者は本サービスにつき、技術基準及び仕様書に定めた内容との間に不一致が発見された場合は、その責任において速やかにこれを修正しなければならない。なお、その修正にかかる費用は、受託者の負担とする。受託者は、当該不一致の修正のために生じた県の復旧作業等に係る直接の損害について、年間の本サービスの利用料金の額を限度として損害賠償に応じるものとする。受託者が責任を負う期間は、本サービスの利用期間の満了後 12 か月間とする。

4.8 アクセス操作ログ提供

- (1) 県に配備されている審査システム・国税連携システム（クライアント）にて職員が操作を行った記録として、受託者側の審査システムサーバ・国税連携受信サーバに出力されるアクセス操作ログを提供する。
- (2) アクセス操作ログの提供は県・受託者間のL G W A Nを介した電子データ伝送により行うものとする。
- (3) 提供するアクセス操作ログについては機構が定めるシステム仕様に基づいた審査システム・国税連携システムの標準機能により出力されるものとし、受託者側での内容の加工等を行わないものとする。受託者が連携用のアプリケーションを提供し県で保存できる環境を作成する。
- (4) アクセス操作ログの提供は月次とし、受託者は毎月第3営業日を目処に前月分を用意すること。電子データ伝送による取得作業は、県が毎月第4営業日以降に行うものとする。
- (5) 操作ログの提供は月次毎に1度とし、取得後のログの管理は県側にて行うものとする。

4.9 納税者 I D データ提供

- (1) 県の仕様にそったレイアウトで納税者 I D とそれに紐づく税事務所コードのデータを抽出し提供する。
- (2) 納税者 I D データの提供は月次とし、県は毎年 4 月にその年度の 12 か月分の提供日を提示する。受託者は毎月指定された提供日にデータの提供を行う。

4.10 法人二税申告届出データ等自動連携

(1) データ連携仕様

各提供サービスのデータについては県の指定する方法や内容により、税務システムに自動連携するものとし、その連携方法は、総務省令で定める基準、地方公共団体情報システム機構の規定で認められる接続方法で行うこと。

(2) 対象データ等

＜審査システム（共通納税システムを含む。）＞

対象データ	連携タイミング	連携方向
利用届出データ	日次	審査システム →税務システム
電子申告データ（通常分）		
電子申請・届出データ（正常分）		
金融所得課税申告情報データ		
納付情報管理データ※ 1		
納付情報（納付日）データ※ 1		
納付情報（入金日）データ※ 1		
課税標準額通知データ※ 2		
法人税名簿・申告決議データ※ 2	月次	

※ 1 のデータは、e L T A X の税以外の公金収納への対応に伴い令和 8 年 9 月から共通納税 I F S により連携される予定であり、移行後も継続して自動連携を実施すること。なお、当県の税以外の公金収納に係る共通納税機関コードは税と同一であり、当該納付データには税以外の公金収納に係るものを含むこととする。

※ 2 のデータは、令和 9 年 9 月から地方税外部連携システムにより連携される予定だが、移行後に当該データを継続して県に自動連携するための対応は調達範囲に含まない。

(3) 処理スケジュール

利用届出データ、電子申告データ（通常分）、電子申請・届出データ（正常分）、及び課税標準額通知データについて、税務システムの稼働時間短縮日には連携タイミングを変更するため、県が毎月提供する税務システムの稼働予定により処理スケジュールを調整する。その他、県の指示により変更する場合がある。

4.11 実績報告

県に対し、運用実績等について報告すること。

運用実績報告に必要な項目を「実績報告書項目一覧」に示す。

■実績報告書項目一覧

報告事項	報告時期	内容
S L Aに関する報告	月次	S L Aの達成状況に関する報告
障害報告	月次	障害対応実績（障害発生の報告を除く。）
システム停止等報告	月次	翌月の計画停止及び保守作業等の予定報告
システム保守に関する報告	月次	ハードウェア、ソフトウェアに関する予防保守及びセキュリティ保守内容の実績報告
その他	都度	上記以外の一時的業務遂行についての報告 更なるサービス品質向上に向けた提案

5 納入物と検査方法

5.1 納入物

次のものを紙又は電子媒体により 1 部納入すること。

電子媒体は標準的な形式（Microsoft Word、Excel 等）で作成すること。

電子媒体は CD-R 等による納入、若しくは、メール等により電子的に納入すること。

- (1) 全体スケジュール、業務実施責任者・従事者名簿及び連絡体制表、各作業行程における進捗報告書、懸案連絡書、懸案管理簿及び打合せ議事録
- (2) e L T A X で管理する各種マスタの設定値管理簿（初期設定等）
- (3) 試験計画書及び試験結果報告書又はこれに準ずるもの
- (4) 研修テキスト（管理者研修用、審査者研修用ともに、機構提供のものでもよい。また、操作説明書等で代替できる場合は、それでもよい。）
- (5) 操作説明書等の運用管理マニュアル（管理者向け、審査者向けともに、機構提供のものでもよい。）
- (6) 障害発生時の対処手順書
- (7) S L A 案及び S L A 確定版
- (8) 実績報告書

※ 上記（1）～（8）のほか、参考資料として、システム構成管理資料（機器等の設置状況を示す図面、ハードウェア・ソフトウェア構成など）を可能な範囲で提出すること。

5.2 納入ドキュメントの作成ツール

納入するドキュメントに UML 等によるモデリングにおいて特殊なツールを使用する場合は、当該ツール 1 セット（使用許諾権と導入用メディア）を併せて納入すること。

5.3 納入期限

納入物ごとに県として必要となる時期が異なるため、別途県と協議のうえ、その指示に従うこと。
（最終納入期限は、令和 12 年 12 月末）

5.4 検査方法

ドキュメントの納入は、県の事前レビューによる承認を受けて、納入すること。
上記納入物の検査の結果、不適合の場合は再納入とする。

6 本番フォローと運用支援

令和 7 年 12 月 21 日（変更の可能性有り。機構のスケジュールに従うこと。）における本サービスの提供開始に際して、初期設定データの確認及び各機能等の正常な運用が確認できるまでの間（1 か月間程度を想定。）は、県からの問合せや障害対応に関して、即座に対応できるよう適切な支援体制を整え、立ち上げ支援を行うこと。

7 本業務終了後の扱い

本業務が終了した際（一部終了を含む。）には、県と協議の上、速やかに次に示す対応を行うこと。

- (1) 県が別事業者（単独構築含む）による運用に変更する場合には、本調達の受託者は自らの責任と負担で当該別事業者に対して、蓄積されたドキュメント類の引渡しを含めて、運用管理業務の円滑な引継ぎを行うこと。

また、データ移行等について、機構が策定した方法に従い、自らの責任と負担において確実にデータ移行等作業を実施すること。

- (2) A S P センタ内のサーバ等に記録されたデータ等については、自らの責任と負担により、移行元のデータを復元できない方式で完全に消去し、作業終了後にデータ消去した旨の証明書を県に提出すること。（県に提供した I D 及びパスワードについても、抹消すること。）

ただし、上記(1)のデータ移行作業において抽出したデータ（データ登録用の媒体内のデータ）が過去 10 年間分に満たない場合には、その間のバックアップデータを県に引渡した後に、当該データ等を消去すること。

8 契約書の作成要件

8.1 S L Aの締結

本サービスの提供にあたり、次の「サービス品質基準案」をもとに、受託者は、S L Aの案を作成し、県と協議してサービス提供開始日までにS L Aを締結すること。

協議に当たっては、原則この案を目安とするが、県と受託者の許容範囲内で調整を行う。

なお、S L Aの内容は、本サービスが機構作成のアプリケーションを使用することや、L G W A N回線を使用することを鑑み、責任範囲や適用除外範囲を明確にすることとする。

また、サービスレベルのモニタリング実施方法、サービスレベル基準値を満たすことができなかった場合の契約解除、サービス対価の減額等のルールも含むものとする。

■サービス品質基準案

サービスレベル項目		内容	基準値
システム の可用性	稼働時間	サービス提供時間	月曜日から金曜日までの8:30から21:00（国税連携システムについては6:00から24:00）まで（土日祝日と年末年始（12月29日～翌年1月3日まで）は除く。）
	計画停止	定期点検等のために計画的にシステムを停止する時間	稼働時間外で行うこと。
	稼働率	サービス提供時間のうち、実際に利用可能な時間の割合	99.5%以上
システム の信頼性	ウイルス定義ファイルの更新	公表からウイルス定義ファイル更新までの時間	24時間以内
	セキュリティパッチの適用方針	公表からセキュリティパッチ適用方針を決定し、県へ報告するまでの時間	機構の指示後、2日以内に必要性を判断し、対応方針を報告する。
	障害の報告	障害の検知から県へ報告するまでの時間	1時間以内（稼働時間外の障害検知で、次の稼働開始までの復旧に影響が無い範囲であれば超えても良い。）
	障害の復旧見込時間等の報告	障害の検知から県へ復旧見込時間等を報告するまでの時間	2時間以内（稼働時間外の障害検知で、次の稼働開始までの復旧に影響が無い範囲であれば超えても良い。）
	障害の復旧回復時間	障害の検知から復旧回復（回復の報告）までの時間	4時間以内（稼働時間外の障害検知で、次の稼働開始までなら超えても良い。）
	リカバリーポイント	障害発生時の直前のデータ	障害発生時直前
システム の性能	オンライン応答時間遵守率	A S Pセンタ内における画面遷移に要する時間が平均3秒以内である割合	95%以上

- (1) S L Aの見直し
S L Aの項目及び基準値は、必要に応じ、県と受託者が協議して見直すことができる。
- (2) S L A達成状況の報告
受託者は、月次でモニタリングし、その結果を県へ報告する。ただし、セキュリティや障害に関する事項については、随時報告すること。

8.2 情報の管理

受託者は、本サービスの提供にあたっての情報管理については、次の点に留意すること。

- (1) 別記「個人情報取扱特記事項」に定める事項を遵守し、個人情報の管理を適正かつ厳格に行うこと。
- (2) 別記「情報セキュリティに関する特記事項」に定める事項を遵守し、万全のセキュリティ対策を講じること。
- (3) 業務の遂行を通じて知り得た情報を漏らしてはならないこと。その職を退いた後も同様とする。

8.3 監査及び調査

- (1) 機構による監査
受託者は、技術基準に規定する機構による監査を定期に受けるものであり、当該監査に適合するサービスを提供することを県に保証すること。
県は、機構による監査の結果、受託者がサービスの実施に必要な電気通信回線その他電気通信機器を有せず、又は技術基準に適合したセキュリティ対策が実施されていない等の不適合が認められた場合、受託者に対して、相当の期間を定め、当該監査に適合するための必要な措置を求めることができるものとする。
相当の期間が経過した場合において、不適合が認められるとき、県は自己の債務の履行を提供せず、契約を将来に向かって解除することができるものとする。
- (2) 機構契約書閲覧
本契約又は本サービス（業務）に関し、県が第三者に公表する場合には、その公表内容、公表時期、公表方法等について、県と受託者が事前に協議の上、定めるものとする。ただし、県又は受託者は、機構から本契約関係の状況を確認する求めがあった場合には、事前の協議を要することなく、本契約書の写しを機構に提供するものとする。
- (3) 県による監査
本契約の適正な履行を確保するために、県は年1回程度及び必要と認められる場合には、担当職員を本業務のサービス提供場所、その他必要な場所に派遣し、監査を行うことを想定している。
- (4) 調査
受託者は、県担当職員の質問、調査及び資料の提出等の指示に応じ、かつ修正等の要求があった時は、これに応じなければならない。